3)

⑲ 日本国特許庁

公開特許公報

⑪特開昭 50-109041
⑬公開日 昭50.(1975) 8.27
㉑特願昭 50-14803
㉒出願日 昭50.(1975) 2. 4
審査請求 未請求 (全4頁)

庁内整理番号
7030 35
6346 35

㉒日本分類	㉑ Int.Cl²
121 N5 121 A3	A41B 13/02 A44B 21/00

収入印紙 2,000円

優先権主張
国名 アメリカ合衆国
出願日 1974年2月4日
出願番号 第439088号

特許願(1)

昭和50年2月適日

特許庁長官 斎藤英雄殿

1. 発明の名称
おむつの留具(トング)

2. 発明者
住所 アメリカ合衆国イリノイ州クリスタル・レイク，ノーザンプトン・ドライブ 813番
氏名 ハムゼー・カラミ

3. 特許出願人
住所 アメリカ合衆国ニューヨーク州10022，ニューヨーク市パーク・アベニュー 300番
名称 コルゲート・パーモリブ・カンパニー
代表者 シドニー・エス・コガン
国籍 アメリカ合衆国

特許庁 50.2.5 出願第一課 多田

4. 代理人
住所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル206号室
電話 東京(270)6641番
氏名 (2770)弁理士 湯浅恭三 (外2名)

50 014803
方式審査

明細書

1.〔発明の名称〕

おむつの留具

2.〔特許請求の範囲〕

吸収性の本体とプラスチックの裏布とを有する使い捨ておむつに用いる為の留具に於て、隣接する第1、第2及び第3の脚を有するZ字形に折りたたまれたテープ片を含み、該テープ片は表の面と裏の面とを有し第1及び第3の脚の各々の裏の面に接着剤が塗布され、上記第2の脚の表の面は接着剤が塗布されて居らず、上記第1脚の表の面は上記プラスチック裏布と接触し、上記第3脚は表の面が上記第2脚の表の面と接触しそれにより上記第2及び第3の脚から成るサブユニットを形成し、該サブユニットは上記第1脚の裏面に剝離可能に固着している、おむつの留具。

(1)

2.〔発明の詳細な説明〕

本発明は使い捨ておむつに用いるのに適したようなおむつ留具に関する。

接着テープユニットを有するおむつ留具は近年非常に普及し多数の留具の構造が提案されて来た。その様な提案された構造の一例は、第1、第2及び第3の部分から成り該第1の部分はおむつの普通のプラスチック裏布に接着されるものである。第2の即ち中央の部分はその部分で接着剤が露出されず、該第2部分の接着剤の上に重なり第2部分に接着され剝離処理を行つた露出された表面を提供する第2の帯片を用いる構造のものである。第3部分は上記の露出表面に剝離可能に固着される。此の様な構成で上記の露出表面は「剝離シー

(2)

ト」として作用し第３部分の接着剤が他の表面と誤つて接触しないよう保護する。此の構成は、荷片が第３部分剝離后もその位置に留るから別個に剝離シートを用いる必要がない。此の構成の提案された用途はＣ形折りたゝみおむつについてであり、該おむつではおむつの側縁を内側に折りそれにより端面がＣ形をなす。この様なおむつでは留具が露出され第１部分以外の留具部分は弛い。

本発明の第１の目的は上述の一般的型式の留具及び外観及び作用が改良されたおむつ用留具の組合わせの留具を提供するにある。

この様な目的を達成するには、本発明により構成した留具はテープ片を第１、第２及び第３の隣接する脚を有するＺ字形に折りたゝみテープ片は表裏の両面を有する。第１及び第３の脚は表の面

タブがボックスプリーツ・フラップの側縁から突出しているだけで視界からかくされる。）サブユニットを第１脚に２つの方法の何れかで剝離可能に固着するのが好ましい。即ち、第２の脚に開口を設け該開口を第３脚の接着剤が第１脚の表の面と接触する如く露出する。代替的には、高温熔融接着剤のスポットをおむつ及び／又は留具製造中に、第１及び第２脚の裏面の間に塗附すれば、所望の結果を迅速に得ることが出来るが小さ過ぎ接着部は容易に剝離され所望時にサブユニットを剝離する。

以下に図面を参照しつゝ本発明の実施例を説明する。

図面を参照すると、おむつ１０は折りたゝんでボックスプリーツの形状になされ、下面１４及び

に接着剤が塗布されているが、第２の脚の表の面及び３つの脚全部の裏面には接着剤が塗布されていない。第１脚の表の面は留具をおむつに固定する為におむつのプラスチック裏布と接触して居り、第３及び第２脚の表の面は互に接触して居り、それにより第２及び第３脚を含む２層の留具サブユニットを形成する。このサブユニットはそれ自体第１脚の裏面に剝離可能に固着され、それによつて留具全体がおむつの側縁附近のコンパクトなかつこうのよいユニットに取り外し可能に維持される。（又、上記ファスナーをボックスプリーツおむつと組合わせた本発明に依る組合わせに於ては留具はボックスプリーツ・フラップの下面に固着され留具の第３の脚から把みタブが突出している。この様にして嵩の高い留具自体は、単に把み

側縁１８を備えるフラップ１２を有する。第２図乃至第５図の断面図で最もよくわかるように、フラップ１２の下面１４はプラスチック裏布２０で出来ている。普通の吸収体ボデー２２をプラスチック裏布２０と内側の水浸透性の表布２４との間に挟んでいる。

留具２６は消費者に渡る時のＺ字形（第１図、第２図及び第５図）に折りたゝまれたテープ片２８を有する。Ｚ字を形成する３つの脚３０、３２、３４は実質的に同一の長さを有し、把みタブ３６が第３脚３４から突出している。テープ片２８の表の面（即ち第４図に見るような上面）には第１及び第３の脚３０、３４に対応する区域に接着剤３８が塗布されている。脚３２の表の面及びテープ２８の裏面全部は接着剤が塗布されてい

ない。

第２図を見ると、留具２６の折りたたまれたＺ字形に於て、脚３２及び３４の表の面が接触している。接着剤を有しない脚３２の表の面は当技術分野で周知の通り剥離剤で処理し、脚３４の接着剤３８が脚３２の表の面に接触する接着強度を減じた剥離可能な接着部を提供することも出来る。脚３４の接着剤３８は脚３２の表の面に接触している。脚３０の接着剤３８はプラスチック裏布２０の面１４と接触し留具２６を面１４にしつかり固着している。脚３２、３４は留具のサブユニットと見ることが出来る。このサブユニットはそれ自体脚３０の裏面に剥離可能に固着され留具をコンパクトであるが使用前に容易に展開し得る形状に保つ。これは第２図では第２脚３２の中央に

(7)

されているように、この結果、サブユニットを第１脚３０に粘着する剥離可能な接着部を剥離し、同時に、第３脚３４を第２脚３２から剥離する。この過程により、第４図に示す通り留具２６が完全に展開する。完全に展開すると留具２６はおむつを幼児に固定する為におむつの反対側の部分に接触させ得る接着剤を塗布した脚３４を提供する。非接着性の脚３２は、万一おむつの寸法が正しくなく幼児の動きによりねじれたり引張られた時、幼児の皮膚に最も接触し易い部分に配設されている。したがつて接着剤３８が幼児の皮膚に接触する可能性は少い。

4.〔図面の簡単な説明〕

第１図は本発明に依り構成したおむつ及びおむつ留具の斜視図。

(9)

開口４０を設けることによつて達成出来る。此の開口は第３脚３４の表の面の接着剤の小さな面積を露出して第１脚３０の裏面と接触し得るようにし、それによりサブユニットを第１脚３０に粘着させる。（第５図の代替的実施例では同じ特徴が、留具又はおむつの製造時に脚３０、３２の裏面の間に配した高温熔融接着剤のスポット４２により得られる）。

第１図、第２図及び第５図に最もよく見られるように、留具２６は消費者におむつが渡つた時小さな突出した把みタブ３６のみが見えるように構成され且ボックスプリーツおむつの中に配置されている。このタブはおむつをあてがう人が把みフラップ１２の側縁１８から直角に引き出すのに便利な位置に設けられている。第３図に最もよく示

(8)

第２図は第１図の２－２視断面図。

第３図は第２図と同様の図であるが留具を少し展開した状態を示す。

第４図は第２図と同様の図であり、留具を完全に展開しおむつを幼児に固定する為の位置にした状態を示す。

第５図は第２図と同様の図であり、留具の代替的な実施例を示す。

１０－－おむつ　　２０－－プラスチック裏布

２２－－吸収材本体　２６－－留具

２８－－テープ片　　３０，３２，３４－－第１，第２，第３脚

３８－－接着剤

特許出願人　コルゲート・パーモリブ・カンパニー

代理人　弁理士　湯浅恭三

(10)

FIG. 1

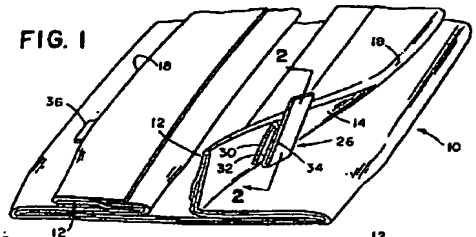

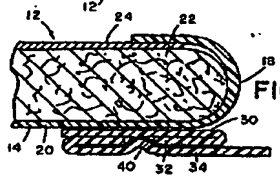

FIG. 2

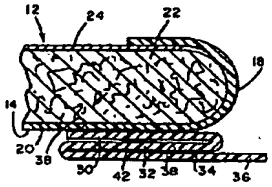

FIG. 5

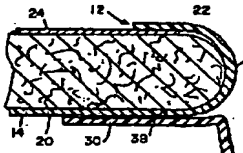

FIG. 3

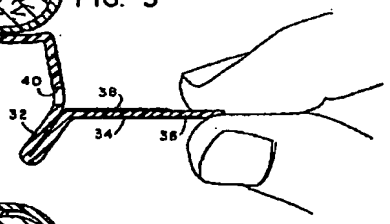

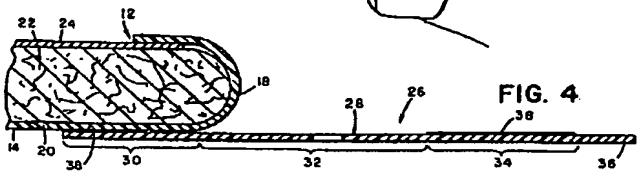

FIG. 4

5. 添付書類の目録

(1)	委任状及訳文	各一通
(2)	優先権証明書及訳文	各一通
(3)	明 細 書	一通
(4)	図 面	一通

6. 前記以外の代理人

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 206号室

氏 名 (6355) 弁理士 池 永 光 弥

住 所 同 所

氏 名 (7112) 弁理士 今 井 庄 亮